

自然誌 だぶり

Natural history

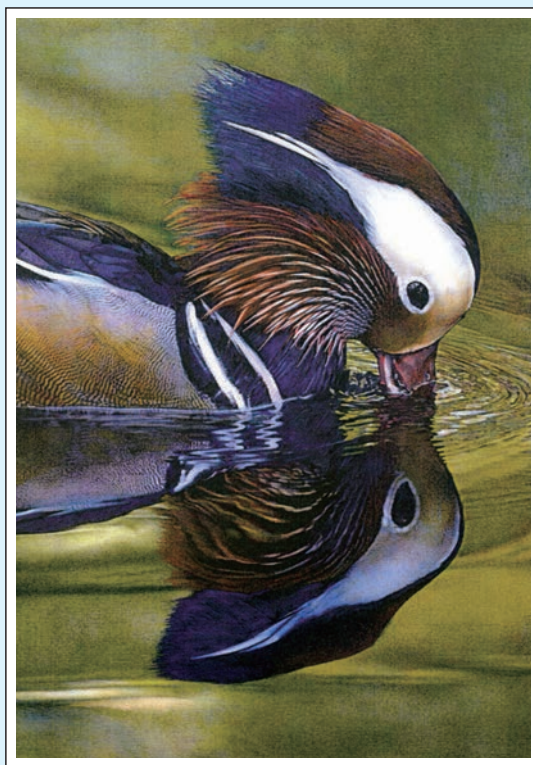


三重自然誌の会情報誌 121号

2019年 9月

清水千佳子ネイチャー・アート展Ⅶ

～鳥たちと木の実, 草の実～



オンドリ♂.©C.S

松阪市文化財センター第1ギャラリー (外五曲町1, TEL 0598-26-7330)

11月1日(金)～4日(月・祝) 9時～17時

※1日 12時開始／4日 16時終了

3日(日) ジャズライブ▶タミーズアンサンブル 14時～

賛助出展／清水善吉の「あれこれ鳥写真」

ミゾゴイの巣立ち

今堀聖史

ミゾゴイは林内に棲むサギ類で、環境省野生生物課が2016年6月に公表した「ミゾゴイ保護の進め方」では、ほぼ日本のみで繁殖する夏鳥であるが個体数は明らかではないとしています。また、「ミゾゴイ—その生態と習性—」(川名国男2012; ジャパンプレス)には個体数は千羽以下と記されています。三重県での観察例は北から南まで広い範囲にわたり、渡りの時期に1羽で目撃されることが多いようです。一方、県内での繁殖を記した文献は40年前のものが一例のみです(樋口行雄1979; 三重博研報自然科学No.1)。私が三重県で繁殖を初めて確認したのは2007年のことで、本誌96号(2013年6月号)



写真1 樹上に架けられたミゾゴイの巣

に経過を簡単に記しました。その後も毎年数人で探し続けてきましたが、営巣を確認できませんでした。

「ミゾゴイの巣を見つけた!」とMさんからの一報があったのは今年の6月21日で、それから5羽目のヒナが巣立った7月10日まで観察を続けました。今回の場所は、2007年に営巣した谷の約2km上流に位置し、標高100mほどあがった高い溪谷の合流地点で、集落や田んぼからは離れていました。巣は、急な斜面に生えているアラカシが谷に枝を広げ、Y字状に枝分かれした所に作られていました(写真1)。巣の上は樹高が高い木の枝葉が覆い、地表から約15mの高さにある巣の下は小さな流れがあり糞やペリットを洗い流していました。巣発見時、5羽のヒナはかなり大きく育っており、給餌の時以外はヒナだけで過ごしていました。巣での行動は外界への反応と擬態、日ごとに活発になる羽ばたきでした。



写真2 巣立ちの一步を踏み出したヒナ

私が最も見たかったのは巣立ちで、そのようすを以下に紹介します。

親鳥が給餌に来る回数が減り、目新しい動きがなくて観察が退屈になってきた7月3日のことです。Mさん夫妻と私ども夫婦の4人で観察していた時、1羽のヒナが巣から枝へ足を一步踏み出してすぐ巣に戻りました(写真2)。向きを変えて再び枝に踏み出してゆっくり2歩3歩進み、立ち止まったあと巣に戻る。1分もしないうちに枝を一步一步ゆっくり進んで巣から数mの所に立ち止まります。やがて枝上で羽ばたいたり、片方の翼を伸ばしたりし始め、枝に初めて足を踏みだしてから30分も経たない間に地上15mほどの高さに慣れていきます。そのようすを見ていた巣のヒナ1羽が同じ枝に踏み出していき、1羽目のヒナと巣の間に止まっていました(写真3)。最初のヒナが巣に戻り始めても2羽目のヒナは動かず、2羽が接触して枝から落下し、絡まるようにバタバタ羽ばたいて地面に降り立ち、小さな流れを横切って斜面を登り見えなくなりま



写真3 巣立ちのため枝に移ったヒナ2羽

した（Mさんの観察）。

3羽目と4羽目は観察に行けなかった9日に巣立ったようで、7月10日は巣に1羽だけがいきました。餌をもらっていないようで巣材をつついたり、啜えたりして巣内を動き回っていました。11時過ぎに枝に脚を踏み出し、ゆっくり一步一步脚を運び始めました。枝に慣れると動きが活発になり、鳴いているように見える動きが何度も見られました。さらに動きが激しくな



写真4 枝上で親鳥とコミュニケーションをとるヒナ

て巣を越えて反対の枝に移り、下方に向かって鳴いているようで（写真4）、親鳥と先に巣立った4羽が採餌しているのが見えるのだろうと推測しました。やがて止まっていた枝の下方斜面に向かって羽ばたき見えなくなりました。枝に一步を踏み出してから約2時間、自らの判断で枝から飛び出した巣立ちが見られたことに満足し、すべてのヒナが無事に巣立ち、親子がふたたび合流できたことに安堵しました。

（いまほり きよふみ：津市久居小野辺町1454-30）

黄色のカタツムリを見たことはありませんか

中 優

黄色のカタツムリと言った場合、二通りのケースがある。殻の色そのものが黄色である場合と、殻は白であるが軟体の色が黄色であり、殻を通してその黄色が目に見える場合である。

今回情報提供をお願いしたいのは、後者に該当するカタツムリで、コハクオナジマイマイという和名が与えられている（写真1）。平地に生息する殻の径が15mm前後の陸産貝類で、科名にもなっているオナジマイマイに類似するが、本種は殻頂部（殻の中心部）の色が鮮黄色であることから区別できる（写真2）。

本種は鹿児島県佐多岬が模式産地で、もともとは九州近辺に生息する種であったと考えられるが、おそらく人間の生活に伴って分布を拡大し、隣接する山口県や広島県、愛媛県や高知県からの報告に加え、関東地方の神奈川県や千葉県からの記録も報告されている。三重県における生息は、2003年7月17日、松阪市飯高町宮本での確認が初記録である（中優2008；ちりぼたん39(1)）。

三重県でも山深いこの地に、本種が侵入した経緯については不明である。その後同所以外からの報告はなかったが、筆者が本年（2019年）7月11日に知人の墓参りに行った松阪市下蛸路町の墓地で本種を確認した。当日はたまたま雨模様の天気であった。この遭遇から、本種は県内各地で分布域を拡大している可能性は十分ありうると考え、タイトルの「黄色のカタツムリを見たことはありませんか」とあいなった次第である。黄色のカタツムリを見られた方は、以下まで連絡をお願いしたい。

※ e-mail：nakamasaru1284@castle.ocn.ne.jp TEL：090-4081-8500

（なか まさる：伊勢市小俣町本町1284）



写真1 コハクオナジマイマイ（殻）



写真2 コハクオナジマイマイ
（松阪市産個体、自宅庭にて撮影）

ムラサキツバメは風まかせ

中西元男

松阪市日丘町の団地街路樹のマテバシイには、しばしばムラサキツバメが発生する（写真1, 2）。かつては九州、四国南部のチョウだったムラサキツバメは（なぜか京都には昔からいた）、近年分布拡大東北進して一気に関東北部まで拡がり、三重県では1998年に初めて発生が確認されて以来、今では全県下でみられるようになっていく。日丘での最初の発見は2000年秋で、その後2010年、2014年にも記録されている。

2019年は7月上旬より街路樹のシュート（孫生え）に食痕が目立ち始め、何本かの樹で発生が認められた。いまさら幼虫採集して飼育するのは面倒なのでようすをみていたところ、7月12日にはあちこちで成虫が飛ぶのが認められ、とりあえず記録として1♀を採集した。

団地内の街路樹は、シュートが伸長すると煩がられ一斉に刈り取り手入れされることがあり、過去の発生時はそれで記録が途絶することがあった。ところが、2019年は人手不足か予算不足でか、いっこう手入れされることがなく、夏のあいだ新芽、若葉が途切れることなく連続的にみられた。しかし、チョウの方はどんどん増えるかと思いきや、この7月中旬発生の世代以降バタリと姿を消してしまったように思われる。

継続して追跡調査していた訳でないが、8月下旬に新芽、若葉の食痕が目立たないことに気づき、通行時に車を徐行させてこれかと思われる何本かを注意してみたが、やけに健全に若葉が伸びており被害されたものがない。横着をして車からちゃんと降りて調査をしていないので小さい幼虫巣や卵の見落としはあるかも知れないが、7月中旬世代が産卵、次代が生育していれば、既に羽化を終えたとしても派手な被害跡が残っているはずである。

結局、ムラサキツバメはこの団地で7月中旬まで過ごした後、沢山の羽化個体が継続発生できる条件（新芽、若葉の伸長）があるにもかかわらず、いっせいにどこかへ分散してしまったのではないかと思われる*。

このチョウの越冬生態に関しては、三重県下では北勢でいくらか越冬成虫集団の観察例があるものの、春まで完遂できた確認例がなく不明なところが多い。高温期の一世代所要日数が極めて短期の本種は、越冬世代までにまだ何回か発生を繰り返すものと思われる。年内にまたこの団地に回帰してくることがあるのかどうか、注意したい。

*このような移動現象については、寄生天敵を回避するためという説もある。



写真1 ムラサキツバメ（四日市市、河本実・撮影）



写真2 松阪市日丘町のマテバシイ街路樹

（なかにし もとお：松阪市新町959）

八重田池のカメ調査開始ーイシガメ消えたか!?

清水 善吉

本誌でも何度か登場した八重田池は、松阪市西郊の八重田町にある農業用のため池です。バス愛好家のあいだでは有名なようで、休日になると多くの釣り人が訪れていましたが、最近少し減ってきたなと感じていました。バスが減って釣れなくなってきたのかと思っていましたが、先日廻ってきた町内会の回覧板に、釣り禁止の八重田池で釣りをしていた人に警察が注意をしたとありましたので、その効果のようです。池畔に事務所（事務所）がある私にはちょっと嬉しい出来事です。

ところで、減ってきたのは釣り人だけではないようです。2011年にここに事務所を置いたとき、池に棲む亀はニホンイシガメ（以下、イシガメ）がもっとも多かった記憶があります。2014年に本誌99号に掲載した記事では、「アカミミガメより多い」とありますので、実際に少なくなかったのでしょうか。ところが、ここ1～2年でアカミミガメがやたらと目につくようになり、一方、イシガメの姿はすっかり見なくなりました。

そこで、いちど調べてみることにしました。調査は、10個のカニかごを用いて捕獲し（餌は生アジ）、種構成や各個体の背腹甲長・体重を計測したあと甲羅の縁にドリルで穴をあけて個体識別を行い（写真1）、捕獲地点に放しました。調査は、2019年6月26～27日と7月8日に実施しました。前者では、夜間の方が捕獲効率は良いのでは考え、26日夕方にいちど回収してから翌朝に再度回収しましたが、26日11個体、27日7個体でした。この結果から、夜を挟んでも捕獲率が高くないことがわかりましたので、以降は日中調査としました。

その結果を表1に示しました。3日間の調査で24個体を捕獲し、内訳はクサガメ5個体、アカミミガメ18個体、スッポン1個体でした。なんと、イシガメは確認できませんでした。わずかな調査で八重田池から絶滅したとは断定できませんが、激減しているのは間違いなさそうです。

では、イシガメが減少した原因は何でしょう。池そのものの環境については、私が日丘町に住みだしてから30年近くなりますが、大きな変化はありません。また、イシガメはペットとして人気があるため亀捕屋もいるそうですが、この池で亀を捕獲しているのは私だけです。あと考えられるのは、やはりアカミミガメとの競合でしょう。今回の調査で捕獲したクサガメとアカミミガメの背甲長と体重の平均は、前者は150mm-498g、後者は171mm-796gでした。イシガメの計測値はありませんが、ク

サガメよりやや小型ですのでアカミミガメに太刀打ちできそうになく、比較的閉鎖したため池という環境では競争もより熾烈になると思われます。

しかし、わずか数年でイシガメが姿を消してしまうとは驚きです。一方、外来種であるアカミミガメは増加しています。外来種の命もみな等しいと言う向きもお見えですが、池のなかではアカミミガメが体格・力量にものをいわせて在来種イシガメの駆逐を行っていることを忘れてはならないでしょう。

調査にあたって、本会の矢部隆さんと谷口真理さんに助言をいただきましたことに感謝します。

（しみず ぜんきち：松阪市日丘町1386-17）

表1 八重田池での捕獲調査結果

調査日	種名	捕獲数
2019/6/26	クサガメ	4
	アカミミガメ	6
	スッポン	1
2019/6/27	アカミミガメ	7
2019/7/8	クサガメ	1
	アカミミガメ	5



写真1 登録No.21のアカミミガメ

続・野生の動植物はだれのものか？

河 北 均

「野生の動植物はだれのものか？」(自然誌だよりNo.90)の続きです。野生の動植物は所有権の存在しない物、「無主物」つまりだれのものでもないというお話を書きました。根拠は民法第239条1項です。「(無主物の帰属)第239条1項 所有者のない動産は、所有の意思をもって占有することによって、その所有権を取得する。2項 所有者のない不動産は、国庫に帰属する。」と規定されています。野生の動植物を捕獲又は採取した時点で、無主物先占が成立し、捕獲者又は採取者に所有権が発生するわけです。

前回は無主物の帰属や森林法適用の問題にふれましたが、今回はいつからだれの無主物先占が成立するかというグレーゾーンについて考えてみたいと思います。法律上はどうかということについて述べますが、多少なりとも採集データラベルの記入についても影響してきます。

いつの時点で所有者になるのでしょうか。お前アホか！魚だったら釣り上げとき、昆虫だったらネットインしたとき、シカだったら撃ち殺したときに決まっているだろうが…ということになるでしょう。では、トラップの場合はどうでしょうか。トラップにかかったときでしょうか？回収したときでしょうか。微妙ですね。これについては「たぬき・むじな事件」の判例があります。大正時代の判例ですが、現代でもよく引用される有名な判例です。この事件の経緯と争点について要約すると次のとおりです。

1924年2月29日、ハンターは狩猟目的で栃木県東大芦村の山林に入り、ムジナ2頭を村田銃で撃つたところ、ムジナ2頭は自然の岩穴に逃げ込んだ。ハンターは岩穴の入り口を石塊でふさぎムジナ2頭を封じ込めて帰宅した。3月3日に再び現地に赴き、岩穴の入り口の石塊を除去、村田銃と猟犬で追いつめて、猟犬にムジナ2頭を噛み殺させた。当時の狩猟法(現在の鳥獣保護法)によれば狩猟獣の狩猟期間は12月1日から2月末日の間である。警察は狩猟期間外の3月3日に狩猟鳥獣であるタヌキを捕獲したとしてハンターを逮捕した。ハンター側(被告)は捕獲したのは狩猟期間の2月29日であり、捕ったのはタヌキではなくムジナであると主張して大審院(現在の最高裁)まで争いました。問題点は、①いつの時点で捕獲が成立してハンターの所有になったか(狩猟期間内か期間外か)②狩猟鳥獣のタヌキか狩猟鳥獣の適用外のムジナなる生き物かの2点になります。2番目のタヌキ・ムジナ問題については、現在の視点から見れば理解しにくいところがあります。時代的背景があり、自然科学よりも一般的な社会常識が優先される傾向にあったようです。当時の狩猟法における動物の定義と動物分類学の動物は一致しません。狩猟法における動物の定義はほとんど本草学に準じており、現代の常識である動物分類とはあまり関係がありません。つまり、自然科学に法律が追いついていなかったのです。残念ながら、現在の鳥獣保護法にも動物の定義について狩猟法の残滓をひきづっているところがあります。2番目のタヌキ・ムジナ問題については本論から外れますので、これ以上はふれず、本題に戻ります。

大審院の判決です。逃げることのできない岩穴に閉じ込めた時点2月29日で無主物先占が成立し、狩猟期間内であるという判断が下されました。要は採取した動物を殺して回収した時点でなくとも、捕獲行為が成立して採取者の所有になります。

さて、採集データの問題です。もし、このタヌキに採集ラベルをつけるとしたら、いつでしょうか。「1924年2月29日」でしょうか。「1924年3月3日」でしょうか。あるいは「1924年2月29日－3月3日」とするのでしょうか。上記判例のように鳥獣保護法上では捕獲したのは「1924年2月29日」にな

るようですが、皆さんはどう考えますか。オサムシ、小型哺乳類をトラップで採集した場合、仕掛けたもんどりで淡水魚を捕獲した場合、翌日あるいは数日後に回収したとき皆さんの採集ラベルはどうするのでしょうか。普通は回収日が採集日でしょう。なんだか判例が間違っているような気がします。鳥獣保護法と自然科学のデータ処理は違うのだと言ってしまうえばそれまでですが、なんだかわりきれませんね。

参考文献

夏井高人 (2012) 狸貉事件判決再考. 法律論叢, 85(2/3) : 327-385.

(かわきた ひとし : 伊勢市岡本1丁目17-18)

大紀町阿曾でのフェモラータオオモモトハムシ死骸採取記録

水 口 道 成

2019年8月31日の朝8時頃の事、近くの大内山川で鮎しゃくり・うなぎ釣りを楽しんで帰宅した私が道具を整理していると、足元に2cm程の大きさの見慣れぬ色形をした甲虫の姿が目に入ってきました。動く気配が無いのでひっくり返してみると、すでに息絶えている事が確認できました(写真1)。急いで道具の整理を終わらせてからその虫を容器に採り上げて観察したところ、全身がパープルをメインとしたレインボーカラーで、後脚の腿節が非常に発達した印象的な甲虫でした。初めて目にする虫だったのですぐにスマートフォンで調べてみることにしました。便利なもので「昆虫虹色」で画像検索すると、そっくりな写真が数枚表示され、すぐにフェモラータオオモモトハムシのオスであると同定することができました(写真2)。



写真1 庭で見つけた死骸

フェモラータオオモモトハムシ *Sagra femorata* (Drury) は東南アジアの熱帯地域に広く分布しており、2009年の日本で初めて三重県での定着が発表されたとの事。ペットショップ由来の外来種で三重県松阪市を起点にクズを食草として拡大しつつあるようで、過去の文献を調べてみると、南は大台町まで記録があり(多賀2013; ひゃくとりむしNo.354, 石田・中西2015; ひゃくとりむしNo.388), 北は津市芸濃町まで記録があり、愛知県にも侵入していると言われているようです(中西2018; ひゃくとりむしNo.426)。



写真2 展足した標本. 2019年8月31日, 大紀町阿曾産

大紀町は大台町の南部に位置する隣町であり、今回はじめて大紀町阿曾で本種が確認された事は、分布域がさらに南に広がっていることを示しているものと思われますので、ここに報告しておきます。

(みずぐち みちなり : 大紀町阿曾1541)

三重県におけるウスイロオカチグサの生息記録

中 野 環

ウスイロオカチグサ *Solenomphala debilis* (Gould,1853) は、沖縄県を模式産地として記載された殻高2.5mmの小型の巻貝で、鹿児島県や熊本県に生息する。1990年以降は、兵庫県や愛知県、愛媛県、高知県、香川県、和歌山県、大阪府などで生息が確認された(木村昭一1996; ちりぼたんNo.26, 木村2005; かきつばたNo.31, 守谷茂樹2013; かきつばたNo.38, 西浩孝2013; 豊橋市自然史博物館研報No.23, 矢野重文・増田修1999; ちりぼたんNo.30, 松村勲1997; ちりぼたんNo.27)。ただし、本種が確認された場所は人為的改変が行われた場所や交通量の多い場所であることから移入種であると考えられている。三重県においては、2007年に津市明神町で初めて確認され、2010年には、生息範囲が周辺の梨畑周辺の水路や廃田後の湿地まで拡大した(木村2011; かきつばたNo.36)。

2018年12月に刊行した「みえ生物誌」では、筆者らが所在を確認可能な標本が存在しなかったことから掲載を見送ったが、2019年7月6日に多気町佐奈で、三重県で2例目となる本種の生息を確認した(写真1)。調査範囲は30mと限られていたこともあり、12個体を確認するに留まった。生息範囲は狭く、付近ではナガオカモノアラガイ、ヒメオカモノアラガイ、サカマキガイ、カワニナ、ウスカワマイマイ、イセノナミマイマイなどを確認した。ウスイロオカチグサは、水面から約45cm上方の石の上を匍匐していた。今後、三重県の他所でも生息していないか、意識して水辺を見てみようと思う。



写真1 ウスイロオカチグサ(三重県多気町佐奈)

(なかの たまき: 度会町大野木1711-2)

事務局から

〇ミニシンポ「紀伊半島の野生動物」(紀伊半島野生動物研究会)と秋の調査会(三重昆虫談話会)詳細は同封の案内をご覧ください。

編集後記

残暑厳しいなかで本誌の編集作業をしています。河北均さんの「どうなんやシリーズ」(勝手に命名)が再開され読み応えのある内容になったと思います。編集すると本当に勉強になりますね。(私より)若い人、やってみませんか。次号は12月発行予定ですので、ご投稿をよろしく願います(善)。

自然誌だより121号 Mie Natural History Research Group News No.121

発行日 2019年9月27日
事務局 〒515-0835 松阪市日丘町1386-17
清水善吉方 三重自然誌の会
<http://www.zb.ztv.ne.jp/mie-shizenshi>

発行者 三重自然誌の会
郵便振替口座 00800-5-17842 三重自然誌の会
年会費 1,500円(個人)/2,000円(家族)
e-mail:mie-shizenshi@zb.ztv.ne.jp